

第13回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成16年12月6日(月) 18:00~20:00
2. 場所 日本電気協会 4階 B会議室
3. 出席者(順不同, 敬称略)
 - 委員 : 関村主査(東京大学), 班目委員長(東京大学), 新田副委員長(日本原子力発電), 小倉(東京電力), 唐澤(東京電力), 設楽(東京電力), 谷口(日本原子力発電), 田南(東京電力), 浅井(日本電気協会)(9名)
 - 代理出席 : 池田(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン, 渡邊代理)(1名)
 - 欠席委員 : 遠藤(日本原子力発電)(1名)
 - オブザーバ : 宮野(東芝プラントシステム, 原子力規格委員会)
 - 事務局 : 池田, 国則, 平田, 福原(日本電気協会)

4. 配付資料

- No.13-1 第12回 基本方針策定タスク 議事録(案)
- No.13-2 原子力規格委員会 基本方針策定タスク委員名簿
- No.13-3 原子力規格委員会の検討課題
- No.13-4-1 規格式案審議プロセスに対する意見の提案要旨
- No.13-4-2 規格式案策定の流れ(原子力規格委員会 書面投票~公衆審査終了まで)
- No.13-5-1 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約(案)比較表
- No.13-5-2 原子力規格委員会 功労賞 表彰規約(案)
- No.13-6 常時参加者について
- 参考資料-1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約
- 参考資料-2 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則
- 参考資料-3 第14回 原子力規格委員会 議事録
- 参考資料-4 第15回 原子力規格委員会 議事録
- 参考資料-5 第16回 原子力規格委員会 議事録(案)
- 参考資料-6 原子力規格委員会委員名簿
- 参考資料-7 原子力規格委員会 分科会委員名簿

5. 議事

(1) 定足数の確認

委員総数11名に対して, 出席委員数は代理出席含めて10名で, 「委員総数の3分の2以上の出席」という決議の定足を満たしていることが確認された。

(2) 基本方針策定タスク委員の紹介について

資料No.13-2に基づき，事務局より，新任委員として小倉委員，田南委員が委員長より任命されたことが紹介された。

(3) 前回議事録確認

資料No.13-1に基づき，前回議事録案の説明があり，開催日時を平成16年4月2日に修正することで了承された。

(4) 原子力規格委員会の検討課題の紹介について

資料No.13-3に基づき，事務局より，今回タスクで審議する項目が紹介された。

(5) 書面投票における審議プロセスについて

資料No.13-4-1，13-4-2に基づき，第16回原子力規格委員会で示された，書面投票における規格案審議プロセスに対する意見について検討を行い，議論の結果，大略以下の意見を踏まえて，評決ルールに関する規約の変更は行わず，規格制定手順はコンセンサスを基本とする委員会の方針や，現行規約の書面投票における反対意見の取り扱いを再徹底し，あわせて，現行規約の再投票に係わる規定や規格案の中間報告を行う機会の活用による，審議の期間短縮や効率化について紹介することとした。

- a) 第16回原子力規格委員会でも確認したとおり，現行の評決ルールは日本機械学会，日本原子力学会同様ASMEのルールを参考にして，初回審議の書面投票は賛成が3分の2以上で反対意見付き反対が無ければ成立，再審議の書面投票は賛成が3分の2以上で成立となっており，規格制定手順はコンセンサスを基本とする委員会の方針に基づき，1票であっても反対意見を尊重し審議をつくすことを目的としている。規制基準への民間規格活用の検討においても，本委員会のASMEに倣った規格策定プロセスが評価されている。
- b) 通常の反対票は規格案全体を否定する拒否権というより，部分的な変更要求ととらえるべきである。また，反対票は議論のためには歓迎すべきで，より気軽に投じる意識でよい。
- c) 規格案の技術的根拠が不明確で，その説明を求めて反対する場合もあるので，すべての反対票に代替案を求めるのは難しい。
- d) 規格作成手引きに基本的要求事項((1)実行可能であること，(2)明確であること，(3)現実的であること，(4)権威があること，(5)完成していること，(6)判りやすいこと，(7)整合性があること，(8)広すぎないこと) が規定されているが，これに類する一般的な要求を満たしていないと判断し反対する場合もある。
- e) 書面投票用紙には，反対や保留の場合記載が必須の理由欄と，回答の条件ではない範囲での意見欄が設けられており，推奨事項は後者に記載しているので，現状でも反対理由と推奨事項の区別はできている。一方，技術的コメントと編集上の

コメントを明確に区別することは困難な場合がある。

- f) 時間的な問題については、書面投票を短期間に設定するなど柔軟な運用をしているが、さらに条件を満たす場合には、現行規約の「(反対意見への)対応の結果として提案の内容に変更を行う場合は、委員全員に変更案を通知するとともに2週間の期限付きで、再投票を行うことができる」を利用して、委員会の開催を待たずに複数回の書面投票を実施し、審議期間の短縮を図ることができる。なお、この場合は、提案内容を変更して改めての書面投票になるため、反対意見付き反対があれば不成立となる。
- g) 中間報告を行う機会を活用すれば、規格案の審議を効率的にすることが可能であり、状況に応じて有効に運用すべきである。

(6) 委員表彰制度について

資料No.13-5-1, 13-5-2に基づき、第14回原子力規格委員会の質疑を踏まえた表彰規約案の修正内容の説明があり、本内容で次回の原子力規格委員会へ提案することとした。

(7) 常時参加者について

資料No.13-6に基づき、第12回品質保証分科会で問い合わせのあった常時参加者とオブザーバの相違について検討した。分科会は公開で、希望があればオブザーバ参加を認める規約となっており、常時参加者も常時出席の希望者を対象とするが、現在旧原子力専門部会分科会の委員経験者や傘下の検討会主査など分科会関係者が登録されていること、オブザーバと異なり常時参加者は委員名簿や、規格に掲載される規格制定、改定の参加者名簿に含まれることを踏まえ、分科会の場合は分科会長が判断することを確認した。

(8) その他

既に分科会長より指名されている、安全設計分科会、運転・保守分科会の幹事は、分科会で正式に周知の上、分科会名簿に反映することを確認した。

以 上